（別紙）

茨町商観第５２号
令和８年１０月２７日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

茨城町長　小林　宣夫
（公印省略）

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年７月１０日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　　イオンタウン水戸南
　所在地　　東茨城郡茨城町長岡 3480 番地外

２　届出者
　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
　　イオンタウン株式会社
　　代表取締役　加藤　久誠
　住　所　　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

